

申請に必要な書類一覧表

申請に必要な申請書類は各区地域みまもり支援センター児童家庭課で配布しています。

提出に必要な書類等	留意点等
<input type="checkbox"/> 自立支援医療費支給認定（継続・変更）申請書	保護者（申請者）は父母どちらでも構いません。
<input type="checkbox"/> 世帯状況届及び同意書	
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（育成医療）意見書	指定医療機関の医師が記載します。
<input type="checkbox"/> 公的医療保険の保険証の写し ※対象児が加入している保険によって写しの必要な方の範囲が異なります。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国保及び国保組合の場合は同じ医療保険に加入している方全員分必要です。</u>（申請者（保護者）が後期高齢医療に加入している場合は特例により同一世帯とみなすため、申請者分も含め全員分必要です。） ・<u>上記以外の医療保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など）の場合は被保険者分と対象児分が必要ですが、ただし、対象児が被保険者の場合は対象児分のみ必要です。</u>
<input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバー及び本人（身元）が確認できる書類 （ア）マイナンバー番号確認書類 <u>個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写し</u> のいずれか1つ。 （イ）本人（身元）確認書類 <u>個人番号カード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート</u> など、公的機関が発行する顔写真有の証明書のいずれか一つ。又は、 <u>国民年金手帳、戸籍謄本、健康保険証、児童扶養手当証書</u> などの証明書のうち <u>いずれか2つ</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（保護者）の記載するマイナンバーに誤りがないこと、なりすましによる申請を防ぐための措置となっています。 ・マイナンバーの記載がない場合でも申請はできますが、記載がない場合は、市民税の課税状況の確認できる書類を別途提出していただく場合や、他都市に対する受給状況の照会などができなくなる場合があります。
<p>「世帯」の住民税課税額がわかる次の（ア）から（エ）までのいずれかの書類</p> <p>（ア）給与所得等に係る住民税の「特別徴収税額決定・変更通知書」 <small>…給与所得のみの方。勤務先を通じて受け取っている書類です。</small></p> <p>（イ）住民税の「<u>税額決定・納税通知書</u>」 <small>…主として給与所得以外の所得がある方に対し、1月1日に住所があった自治体から郵送される書類です。</small></p> <p>（ウ）住民税の「<u>課税証明書</u>」または「<u>非課税証明書</u>」の原本 <small>…1月1日に住所があった自治体で取得できます。<u>コピーではなく原本での提出をお願いします。</u></small></p> <p>（エ）生活保護の「<u>受給証明書</u>」の原本 <small>…受給している福祉事務所で取得できます。<u>コピーではなく原本の提出をお願いします。</u></small></p> <p>申請時期により提出いただく書類が変わります。意見書記載の通院・入院日のうち一番早い日が、<u>平成31年1月1日～平成31年6月30日</u> → <u>平成30年度の税の書類</u> <u>平成31年7月1日～</u> → <u>平成31年度の税の書類</u></p>	<p>次のいずれかに該当する場合は御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請書にマイナンバーの記載がない方</u> ・<u>申請者が平成30年1月2日以降川崎市に転入した場合</u> ・<u>対象児が川崎市以外に在住し、かつ対象児本人が加入する医療保険の被保険者である場合</u> <p>※川崎市において住民税を賦課していないため提出をお願いします。</p> <p>なお、ここでいう「世帯」とは、対象児と同じ医療保険に加入している方をいい、その「世帯」の住民税額に基づき、自己負担上限月額が算定されます。ただし、住民税が非課税になる方で公的年金・手当等を受給している場合は受給額のわかる通知書等が必要になります。</p> <p>対象となる公的年金・手当は、障害年金・遺族年金、経過的福祉手当、労災等による障害保障給付、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等が対象となります。</p>

※再（継続）申請の場合は一部添付を省略できる場合があります。

参考 世帯の考え方のイメージ図

育成医療制度については、住民票ではなく加入している健康保険に基づき、世帯として認定しますので、対象児と同じ健康保険に加入している方の所得に応じた自己負担上限月額を算定します。

